

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和4年1月18日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時12分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長	泉 英 之
副 座 長	松 井 邦 人
委 員	飯 山 勝 彦
//	織 田 伸 一
//	澤 田 和 秀
//	上 野 蛭
//	舎 川 智 也
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	松 尾 茂
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	山元 幸彦
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	中村 千里

6 協議結果について

1 委員会調査手法のオンライン化について

(提案の趣旨：新型コロナウイルス感染症の影響により行政視察が中止されていることを踏まえ、リモート対応室を設置し、委員会調査手法のオンライン化を検討する。)

導入することで一致した。なお、オンライン化を進めるに当たり、次の2つの項目について協議を行った。

(1) 対象とする会議について

常任委員会を対象とするという意見が大勢を占めた。また、災害対策会議や特別委員会等も対象にしてはとの意見があった。

(2) 機器の常設及び新規導入の必要性について

機器の常設について、必要なときにすぐに機器を使用できるようにしてほしいという意見や、可搬式でどの部屋でも機器を使用できる状態にしておけばどうかという意見があった。

次に、機器の新規導入について、まずは現有の機器を活用し機能面において更新の必要が出てきたときに検討すればいいのではないかという意見があった。

また、どの程度使用できるのか、使用頻度はどれくらいか、現状を把握するところからまず始めてみてはどうかという意見があった。

2 委員会記録の永久保存及び公開について

(提案の趣旨：委員会記録は、現在10年保存した後、廃棄されている。

委員会でのどのような議論があったのか、議案や請願・陳情、その他市政に関わる質疑や意見、当局の見解や討論・採決など、全て大切な記録として残し、市民がいつでも閲覧できるよう、委員会記録を永年保存とし、インターネットで公開すべきである。)

継続協議とする。(委員会記録には、市町村合併や学校再編など、地域住民に直接関係のある案件が多くあり、将来のために記録を残しておくことは重要と考えるという意見や、中核市の約72%が永年保存としていることから、永年保存に賛成するという意見があった。一方で、議決に関係した議員が在籍する可能性のある30年は保存すべきであるという意見や、費用面の精査など今後調査・研究すべきであるという意見があった。)

また、インターネット公開については、サーバーの容量も含めて今後検討する必要があるとの意見が複数あった。)

3 正・副議長選挙に当たっての所信表明について

(提案の趣旨：議長及び副議長の選挙を行うときは、選挙の前に所信を表明する機会を設けることにより、どのような考えを持つ議員がどのような過程で正・副議長に選ばれたのか、その過程を市民に分かりやすく明らかにすることが重要である。)

意見の一致は見られなかった。(正・副議長選挙は立候補制ではないことから所信表明が必要なのかという意見や、所信表明を制度化するのではなく、選挙前に正・副議長に選ばれたいと思う議員がそれぞれで行えばいいのではないかという意見があった。一方で、議員がどのような姿勢で議会に臨んでいくのかということ所信表明することがふさわしいと考えるという意見があった。)

4 ジェンダー平等推進の取組について

(提案の趣旨：2021年の日本のジェンダー・ギャップ指数は156か国中120位で、先進国の中で最低レベルとなっている。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月23日に施行された。市議会を身近に感じてもらい、女性が市議会を目指しやすい環境を整える必要があると考える。「女性フォーラム」や「女性模擬議会」の開催や性別、年齢を問わず市議会議員を目指しやすい環境整備などを意識した取組が必要である。)

意見の一致は見られなかったが、法改正の趣旨を踏まえ対応する必要がある。(女性フォーラムや女性模擬議会の開催は、もっと多くの女性からの声が議会に届くように、女性の議員を増やすための取組であることから賛成するという意見や、内容や表現方法については検討が必要だが、方向性については賛成であるという意見があった。一方で、女性が議員を目指しやすい環境を議会で作ることの前に、男女関わらず政治参画の意識・啓発を社会全体で考えるという機運をつくるのが大切であるという意見や、議員は市民の目線に立って男女関わらず平等に扱っていくべきであり、男性の議員であっても女性の思いをしっかりと理解できるように、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」についてしっかりと理解すべきであるという意見があった。)

7 会議の概要

座長

ただいまから議会改革検討調査会を開会いたします。

協議に先立ち、検討調査会記録の署名委員に松尾委員、尾上委員を指名します。

本日の協議事項はお手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項の1番目、委員会調査手法のオンライン化についてであります。

このことについては、前回の本検討調査会開始前にオンライン会議の試行を行いました。

その後、委員の皆さんにアンケートを行ったところ、委員会視察のオンライン化について、全委員が今後も検討を進めることに賛成との意見でありました。また、感想や自由意見についても、ほとんどが導入を前提とした前向きなものでありました。

そこで、まず委員会調査手法のオンライン化については、導入することを本検討調査会の結論とした上で、本日この後の具体の協議を進めていきたいと考えておりますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。

それでは、先ほどのアンケートの際に皆さんからいただいた御意見の中にありました、オンライン化を導入するに当たって検討が必要と思われる幾つかの項目について、本日協議を行ってまいりたいと思います。

まず、どの会議をオンライン化の対象とするのかについてであります。

現在、正式な委員会の場では、パソコン等の電子機器の持込みや使用はできませんので、まずは視察や意見交換会などで使用することを想定して各会派の御意見を伺いたいと思います。

この案件につきましては当時の自由民主党案でございますが、常任委員会における導入という提案でありましたが、例えば特別委員会や市議会BCPの発動時など、有事のときに対応できるような方法、手法としても取り入れることができますので、それらに対する思いを順次聞いていきたいと思います。

それでは、まず富山市議会自由民主党から順にお願いいたします。

成田委員

今、座長が言われたとおりかと思います。常任委員会からまず始めていけばいいかと思います。

澤田委員 当然、常任委員会から進めていくことになると思いますが、やはり災害対策会議については、災害発生時に大変重要な部分になってくると思いますので、オンライン機器の常設化は必至の要件だと思います。

先般、八尾地域で土砂崩れがあった際に、自民党会派でオンライン通信し、リアルタイムで災害状況や現地の様子を見ることが可能でした。

ですから、当然市役所としては行っていることであると思いますが、議会としてもしっかりとその辺をフォローして進めていくべきだと考えています。

座長 では、常任委員会プラス災害対策会議での活用ということでよろしいですか。澤田委員、そういうことでよろしいですね。

澤田委員 はい。

松尾委員 今皆さんが言われたとおりだと思うので、委員会のあらゆる視察—新型コロナウイルス感染症に対して—また他都市からのそういった要望もあるので、受け入れる側としても準備は当然していかなければならないと思うのです。あと、やっぱり災害時—今おっしゃった

とおりで、災害時の現場とのやり取りといった面でも、使えるものはとにかく使っていくべきだと思うので、私としては体制をしっかりと整えておくことが非常に重要だと感じております。

村石委員 今ほどの意見にプラスして、例えば議会改革検討調査会においても、オンラインでいろいろな調査・研究をすればいいと思っています。したがって、議会の中にある議会改革検討調査会や政務活動費のあり方検討会などいろいろなものを含めて、オンラインで調査・研究すべきだと思っています。

それと、もう1つ付け加えると、常任委員会で導入するとしても、今までは現地まで視察に行くということで年1回だったことが、オンライン化することによって、年1回ではなくて、調査・研究の項目、内容ももっと増やせると思いますので、ぜひ必要だと思います。

座長 立憲民主市民の会さんの場合は、常任委員会プラス協議または調整を行うための場にも広げたほうが良いということです。

尾上委員 確かに常任委員会の視察なども、今はなかなか行けない状況でありますので、そういった

視察に導入するのはもちろんのこと、これという限定をあまりせずに、臨機応変に活用できるようなやり方で進めればいいのかと思います。

赤星委員 私も常任委員会プラスいろいろな会議で、必要に応じて使えるようにしておくことが大事かと思っています。

座長 立憲民主市民の会さんと同じということですね。

谷口委員 常任委員会で導入するという事は、何でもできる状況が整ったと考えてもいいのかと思いますので一どこでやるなどということではなくて、受入先の問題もあると思うのです。当然、相手の受入れ体制ができていないとどうしようもないので、まずやってみるということから始めていけばいいのかと思います。特にどの会議でやらなければいけないという決め事をここで決める必要もないかと思います。

大島委員 できるところから全て導入されたらいいと思いますが、議事録として残る正式の会議なのか、自由に協議をする会議なのかということ

は、しっかり区別をされたほうがいいと思います。

座長 では、常任委員会というような枠は別に指定しないで、議事録としてどうするのかという点の追加ですね。

上野委員 特別委員会等も含めて、できる限り導入していくべきではないかと考えています。

座長 それでは、今の御意見の中で、一応おさらいにはなりますが、富山市議会自由民主党さんは常任委員会からという意見でございました。そのほかのところは概ね、議会BCP発動時や特別委員会といったところでも、広域で使えばいいという案が大勢でありました。それで、今の話で政策フォーラム32さんが言われるのが、議事録としてどうするのかという課題が残るので、そこを精査したほうがいいという意見がありました。この件に関しましては、このような意見で大体取りまとめて、議長に報告したいと思います。次に、機器の常設及び新規導入についてであります。既存の機器を利用しながら対応してほしいという意見がある一方で、現行の機器では音量

や画像、通信速度に改善が必要であり、最新の機器などに更新したほうがよいという意見や、機器をいつでも利用できるよう議会専用として設置すべきであるという意見がありました。

このことについて、まずは機器を常設しておくべきかどうかということと、常設するならば新規のものを入れるのかという2点をここではお伺いしたいので、その考えを聞かせていただきたいと思います。

成田委員 皆さんと協議の上、ほぼ賛成でオンライン化を進めていくということで、いろいろな問題を解消、改善できるように、新規の機器で場所を決めて設置して、進めていただきたいと思います。

座長 新しい機器で場所を決めてということで、分かりました。

澤田委員 先ほども言いましたが、BCP発動時に活用ということになれば、常設は必至だと思っています。固定した場所を1つきちんと設定して、そこで新しい機器を導入できるのであれば、なおよろしいと思いますが、現状その余地がないのであれば、この間試してみた機器

を活用しながらバージョンアップをしていくことも可能ではないかと思っています。まずは場所を固定して、常設ということが必要だと思います。

松尾委員 常設は必要だと思います。機器は何か不都合があるのであれば更新するべきだと思いますけれども、まずは、あるものでとにかくやってみるということが大事なのではないかと思っています。

村石委員 まず、機器の常設が必要だと思います。それと、機器の更新については、今このような機器は本当に性能がよくなっていると思います。そういったことから、やはり新しい機器に取り替えたほうが性能は上がると思っていますので、更新が必要だと思います。

尾上委員 常設というか、定位置ということは決めておけばいいと思うのです。可搬式で、いつでも使える状態にあるというのは大前提で—それはこの部屋なのかどの部屋なのかは分かりませんが—どこかに運べるような状態が私はいいのかなと思います。機器についても、先日デモを行ったときにいろいろな意見があったかと思うのですけれども、私はあえて—

新しいもの、新しいものと言っていたら、そんなものは日進月歩で、しょっちゅう替えないといけないことになるので、今ある機器で対応できることをやればいいのかと思います。

赤星委員

必要なときにいつでもすぐ使えるように、常設は必要だと思います。

ただし、機器は、皆さんがおっしゃるように、今あるもので取りあえず始めてみて、不都合が出てくれば、その時点で更新を考えたらいいのではないかと思います。

谷口委員

機器の常設、更新ともに、まだ一度もやっていない状態で、これを常設しなければいけない、新規に更新しなければいけないという議論よりも、何ができるのか、まず行ってみたほうがいいと思います。今ある機器でやってみて、どの程度使えるのか、使用頻度はどの程度になるのか、それを踏まえた上で常設にしていけばいいだろうと。もし足りない機能があるのであれば更新すればいいだろうし、新しいものが欲しいといっても、このようなものは来年になればまた古くなってしまいうのだから一先ほども言いましたけれども、これは受入先がないとできない話なので、まずや

ってみて、どんな状態かということ把握することからやっていけばいいかと。

先ほど自民党会派で何かされたということでしたが、そういうことを各会派で検証することも必要だと思いますし、議会として試験的に運用していくことから始めていけば十分足りると思います。

それと、今後タブレットの導入等も出てくれば、そのタブレットをどう使うのかということもまた検討材料にしていかないといけないのかなと思います。

大島委員 常設で、取りあえずある機器で始めるということをお願いしたいと思います。

座長 機器については。

大島委員 取りあえず今の……

座長 現状でということですか。

(「はい」と発言する者あり)

上野委員 まず、機器については、今あるものをなるべく活用して、不足するものであったり、機能面で更新が必要なものが発生してくれば、そ

れは予算にも関係することですから、検討していけばいいと思います。

議会専用のもので設置することがベストだと思いますけれども、谷口委員の言われるとおり、どれぐらいの頻度で使用するのかがということが今不透明な中で、場所を固定して常設するというのは、ちょっと現実的ではないのではないかと思います。まずは運用して、場所であったり一参加する委員の人数によっては場所を変えなければいけないということも恐らく発生してくるでしょうから、場所の固定ということは、現時点で決めることではないかなと思います。

座長

それでは、大体の意見が出ました。常設という意見がほとんどで、気魄さん、日本維新の会さんは常設にこだわらなくてもいいというお考えでありました。

それと、新しい機器に替えたほうがいいのではないかということ、富山市議会自由民主党さんと立憲民主市民の会さんの2会派が言っておりますが、その他のところは、現行の機器を使用したらいいのではないかという意見が大体見えてまいりましたので、この件に関しましてはこのように議長に報告したいと思います。

それでは、協議事項の2番目、委員会記録の永久保存及び公開についてであります。

まず提案者であります日本共産党から提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員

現在、委員会記録は、紙ベースのもの一最近は、何年か前からインターネットでも公開するようになったのですけれども一この保存期限が10年ということで、次々と廃棄されていっています。

提案理由にも挙げました、例えば旧富山市議会には市町村合併の特別委員会があって、そこでかなり活発な議論があったのですが、今では調べようと思っても調べられなくなっています。

やっぱり委員会での議論も非常に大事なもので、これは事務局の皆さんも必死になって文字起こしをしてくださった大事な記録ですので、廃棄をせずにずっと保存して、なおかつ市民の皆さんに公開していくのがいいのではないかと思いましたので、提案をさせていただきました。よろしくお願いします。

座長

それでは、質疑の前に事務局にお伺いしますが、現状の保存方法がどうなっているのかと、例えば富山市以外で、どの程度の自治体が永

年保存としているのかなど、分かることがありましたら先にお答えください。

議事調査課長

まず、委員会記録の保存ということで、文書の保存期間の定めは何で行っているのかということでございますけれども、富山市文書取扱規程というものを設けております。その中で文書保存期間の基準というものがございまして、赤星議員から永久保存というお話がありましたけれども、文書保存期間については現在は30年、10年、5年、3年、1年という定めとなっております。

30年たてば一永久という話もありましたけれども、30年たって廃棄するのかということについては、歴史的な価値があるものにつきましては、公文書館で保存するという方法もございまして、市議会関係の文書で申しますと、今ほど申しました文書保存期間基準で定めているものについては、市議会の議案原本、会議録、議決書等重要なもの一本会議に係るものでございますが、これらについては保存期間を30年と定めております。委員会の記録については、具体的な定めのない明記がございません。30年の次に長い10年という保存期間を適用しているところでございます。この考え方につきましては、市町村合併以降の

考え方でございまして、合併当時につきましては、今の30年と言っているものについては、昔は永年保存という考え方でありましたが、現在は先ほど申しましたとおり最長で30年でございます。

当時からの考えということで、今となってはもともとの30年や10年の区切りというものの経緯は定かではありませんが、例えば本会議の会議録については、特に重要なものという判断から、最長の期間ということで永年や30年の定めとしたものと思われれます。

委員会については、最長のものの次の期間ということから10年にしたものと思われれます。現在、その基準の作成時から状況の変化等もございませんので、現在も作成時の期間についてそのまま適用しているということでございます。

それと、座長から他都市の状況はどうかという質問がありました。少し古いもの一令和元年5月、2年半ほど前の調査の結果でございますけれども、委員会記録の保存期間として5年という市が約2%、10年が9%、11年から30年が14%、永年が72%という結果でございます。

座長

ありがとうございます。

それでは、意見の前に、共産党さんから提案がありました説明に対する質疑がありましたら、挙手の上お願いします。

〔発言する者なし〕

座長 質疑はないようですので、それでは、皆さんの御意見を伺いたいと思います。
まずは、この提案に対して賛成意見の方、挙手の上発言をお願いします。

村石委員 基本的には賛成ということでお話ししたいのですが、1つは、例えば市町村合併や、学校の再編など、地域住民を巻き込んだというか、地域住民に直接関係あるような事案が出てくることが多くあるのです。
そういったことから、やはり記録を残しておくことの意味があると思うのです。未来の富山市政や、富山市を担っていく子どもたちに対して、そういう記録を残しておくということは重要だろうと思うことから必要だということと、先ほど議事調査課長からお話がありましたように、72%が永年保存ということですが—これは調査対象の自治体、議会というのは、どういうところなのかちょっと分かりませんけれども……

（「中核市です」と発言する者あり）

村石委員 中核市の72%が永年保存をしているということで、基本的には永年ということと、昔一20年、30年前と違うのはデジタル化で、今は特に国も自治体も企業もDXということで、デジタル改革が叫ばれています。そういった意味から、データとして技術的にも残せると思います。そんなにハードルが高いことではないと思うので、ぜひ永年で残していただきたいということが私の意見です。

谷口委員 残すこと自体には特に反対ではないという立場で意見を言わせていただきます。今、村石委員が言われたように、デジタル化が進んでくれば、委員会記録を残すことは保存スペースという部分で言えば問題ないと思うので、できることはやっていけばいいと思いますが、インターネット公開ですとか、例えば紙ベースでの公開などということに関して、どこまでできるのかということは、当然、今後検討の余地があるかと思います。

上野委員 賛成の立場として、村石委員がおっしゃったとおりなのですが、今後データ化、今既にインターネットでいろいろと公開してい

る中で、データになっているものもたくさんありますので、そういった形で保存していくことが望ましいのかなと。スペース的にも、かつ、それらの保存状態があまり変わらないことを考えると、データ化が望ましいと思います。

ただ、谷口委員がおっしゃるとおり、インターネットでどこまで公開していくのかということは、検討すべき点ではないかと思います。

尾上委員

今、谷口委員が言われたとおりなのですがけれども、デジタルで残すことが公式な書類としていいのかなのかということも併せて、これは国が決めることなのか、市なのか、県なのか私は分かりませんが、多分決まりがあるのだとは思っています。そのあたりも踏まえた上で検討する課題もあるのかと思います。

座長

ほかに賛成の意見の方はいらっしゃいませんか。

舎川委員

この発言の選択肢は賛成と反対のみですか。

座長

先に、素直に賛成の意見からいただいて、少し注文をつけるのだったら、もうちょっと待

ってください。すみません。

松尾委員 正直、不都合を感じたことがなかったものですから大賛成というか一残すことに関しては全く問題もないですし、本市の歴史を残すという意味でもあるので、そういった意味では賛成ということになると思います。

ただ、その後、様々な検討課題—公文書館のキャパシティーもあるでしょうし、デジタル化という話も出ましたけれども、そういった具体的なことは詰めていく必要があるのではないかと思います。

村石委員 私も残すことは賛成ですが、共産党さんが言われているインターネット公開ということについては、松尾委員も言われていたけれども、サーバーの容量など、いろいろなことがあるので一要件は、最低限どこかへ行けば過去のものが検証できる、見られるという状態にしておくことが必要だということで、ちょっと補足させてください。

座長 それでは、反対とは言いませんが、多少異論があるという御意見の方、発言をお願いします。

舎川委員

私の会派としては、調査・研究というような意見です。

事前に総務省の行政管理局の資料を調べさせてもらっていて、例えば閣議での答弁の保存年限は30年、立法原案についても30年、国会審議については10年ということになっております。当然、例規集等々は無期限—永久保存であります。

一方で、立法化されているものでは、会社法においては取締役会議事録が10年、監査役会議事録も10年、文書を残していく—これは法律によって決まっていると。

ただ、委員会の記録については、それぞれの自治体の中で決めていった結果が今のものなのかなと思っておりまして、残すことは当然悪いことではないのですけれども、富山市以外の中核市の72%は永年保存という状況であるということも鑑みて、今後調査をしていかないといけないのではないかと思っているというのが我が会派の意見です。

大島委員

永年保存はどうかなと思うのですが、最低でも30年保存していただいて、そのときに議決に関連した議員が在籍する可能性があるだろうというものは残しておくべきだと思います。10年で委員会の資料が廃棄されていた

というのは非常に驚いたのですけれども、これは我々議員だけの財産ではないので、私は最低でも30年残すべきだと思っております。

澤田委員

まず、永年というものを全て否定するわけではないのですが、先ほど事務局から説明がありましたように、歴史的価値のあるものとか、そういうものは別途保管しているということですので、それはそれでいいのかなと思います。

私としては、永年保存にした場合に、それぞれの資料にかかる維持費の部分で精査する必要があると思います。以前、私が在籍していた会社で5年分の資料をデータ化したときに、70名分のカルテと事務書類がかなり大量にあったのですが、全部PDF化してデータで保存するという作業で業者に300万円支払っています。5年分の作業を行うのに半年かかりました。

今までの委員会の資料がどのぐらいの量なのか私は知りませんが、かなりの金額がかかるということは、皆さん念頭に置いておかれたほうがいいのかなと考えます。

それと、まずデータで保存するにしても、先ほど村石委員も言われましたが、サーバーの問題が強く関与してきます。サーバーが1個

しかないと、それが故障してしまった場合はデータが全部なくなります。ですから、複数サーバーということになると、それに対する維持費もかなりかかってくると思いますので、その辺の予算をきちんと取ることができるのかというところもしっかり精査して考えていくべきだと思います。

私の会派としては、全面的に反対するわけではありませんが、そういう部分をしっかりと精査した上で検討したほうがいいと考えています。

大島委員

今の御意見ですが、お金がかかるからやめるというのは本末転倒でありまして—そのままペーパーでつづって残しておけば何の問題もなく、スペースがあればいいということでございますので、もしお金がかかって捨てるくらいであれば、お金をかけずに紙のままどこかで保存していただければそれで結構だという考えです。

澤田委員

先ほどの会社でも、紙で保存した場合の保管庫の問題等々も検討しました。今、お金がかかるからやめるのはというふうに言われましたが、お金がかかるからやめると言っているわけではなくて、それぐらいの費用がかかる

ので検討が必要だと申しました。お金がかかるからやめるとは一言も言っておりません。ですから、その辺を精査する必要があると思っています。

保管庫にしても、私は議員になったばかりなので、1年分の各委員会のデータがどれぐらいのものなのか、把握もできていないので分かりませんが、それが永年的に紙ベースで—これからの場合はデータでできると思いますが—保管するということになるのと保管場所の問題も出てきますし、その辺もしっかりと検証すべきであり、やめると言っているわけではなくて、精査する必要があるというふうに申しております。

座長 ほかに反対意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは、今の反対意見に関して、赤星委員からまた反論などあれば発言してください。

赤星委員 反論ではないのですけれども、多くの方の賛同意見をいただいたと思っています。既に委員会記録としてテキスト形式になっているのですよね。委員会記録署名委員になら

れた方は目を通していただいたら分かると思うのですが、かなり大きな文字の一ポイント数は何ポイントですかね、二十何ポイントとか一会議録になっているので、それをPDFで読み込んで保存すると、かなり容量が大きいと思うのです。紙を読み込んで画像として保存するのではなくて、本会議の会議録のように、テキスト一文章だけ保存する方法だったらそんなに、このまま読み込むよりも不安はないのではないかと。ちょっと素人考えですけれども……。

ですから、方法は、皆さん言われるように調査・検討していけばいいと思います。

それと、事務局に調べていただいた調査で、永年保存の回答が中核市の72%もあるということを知って、やっぱりそうなのかなと思いました。

ですので、全く反対という会派はいらっしゃらないようですし、次の記録が、10年たったものが廃棄されないうちに、早く実現できるように、皆さんに改めてお願いしたいと思います。

座長

それでは、意見のほうはこの程度にとどめたいと思います。

集約しますと、保存に関しては概ね問題はな

いという意見で、あとはデジタル化、あるいは委員会記録のインターネット公開も踏まえた上で、また今後変わっていくものだと。

それと、反対というわけではありませんが、富山市議会自由民主党さんからは、法令での例もあるし、紙のままなのかデータなのかということの協議が必要だということで、継続協議としたほうがいいという考え方でした。

それと、政策フォーラム32さんからは、永年ということではなく、最低30年という意見がありました。また、自由民主党さんからは、精査するには維持費一紙にしろデータにしろ—そういったものを精査した上で、もう少し議論が必要だということでありましたので、この旨、そのまま議長へ報告したいと思います。

この件に関しましては、恐らく継続協議の方向だと思いますが、そのように議長にお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項の3番目、正・副議長選挙に当たっての所信表明についてであります。それでは、まず提案者であります日本共産党から提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員

提案理由に書かせていただいたとおりであり

まして、議長選挙、副議長選挙において、どのような過程で議長、副議長が選ばれたのかということを見える化することが大事だと思っています。

前任期の4年間の中でも、私の会派や立民さん—当時の社民党さんやフォーラムさん、維新さんや当時の光さんなどと連携しまして、こうやってほしいということをお申し立てしていたのですが、残念ながら実現はしませんでした。ですが、議長になろうと思う議員が一当時、村石委員さんなどが自主的に所信表明を文書化されて、全ての会派、議員に配付されて、自分の所信を表明されたということもありました。

選ばれてからの議長就任挨拶も大事ですが、どのような議会をつくるのか、どのような議会運営や議会改革を行っていきたいと考えているのかということをお知らせ公に、市民にも見える形で、本会議場などで—どの場所というのは、やることになったら決めればよいと思うのですが、一表明をしてから議長選挙、副議長選挙を行うということをおぜひとも実現していただきたいと思っています。

座長

それでは、この件に関しましても、質疑の前

に、私のほうで調べた案件がありますので、一応報告申し上げた上で質疑に入りたいと思います。

地方自治法第118条第1項には、議会における選挙に当たっては、立候補に関する公職選挙法第86条の規定が準用されていないため、議長または副議長に就任を希望する者が立候補を届け出ることにはできませんとありますので、これは立候補制ではないということの前提の下で質疑に入り、意見を伺いたいと思います。

まず、今の共産党さんの意見について、質疑のある方はいませんか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは皆さんの意見を伺いたいと思います。まず、賛成の意見の方の発言をお願いします。

村石委員 今ほど赤星委員からも私の名前が出てきましたけれども、いろいろな会派の皆さんとお話ししながら、議長になるというか、議長選挙のときにぜひ考えてください、投票してくださいという意図を持って所信を表明したものを配りました。そのときには全ての会派に受け取っていただいて、所属議員に必ず事前に

配付しますということで対応していただきました。

個人のことでそういうことがあったので、やはりチーム議会ということで一議会は、ある意味ではチーム、一体となって市政のことを考えていこう、行政をチェックしていこう、あるいは政策提言をしていこうということで、本当にまとまりが必要だと思います。そのトップに議長がいたり、副議長が役職としておられるのです。

そういった意味で、今度新しく就任する議長がどういう考えで、当局に対して、あるいは議会の議員に対して、どういう姿勢で臨んでいくのかということは、議長になれる人の考えを理解する上で非常に大切なことだと思っていますので、ぜひ所信表明が必要だと思います。

ただし、赤星委員も言われたように、やり方については、各自治体でいろいろな方法でされていますので、それはまた考えるにしても、そういうことが必要だと思っています。

大島委員

議長、副議長の任期は、皆さん御存じのように4年なので、3年後の話になるかとは思いますが一前回、基本的に全く違う立場の方が議長、副議長に手を挙げられたということで、

所信表明というのはそれほど意味をなさなかったかもしれませんが、保守系、自民党系の会派が2つに割れて、同じような考えの方で、もしかしたら議長、副議長を争うということもあり得ると思いますので、そのことについても所信表明をしていただいて、ぜひ参考にさせていただきたいという思いが強いです。3年後の話でございます。

座長 ちょっと待ってください。その3年後というのはどういう意味ですか。

（「任期が4年ですから、辞任しない限りは」と発言する者あり）

座長 そういう意味ですね。

上野委員 大島委員は保守系でとおっしゃったのですけれども、前回いろいろな会派から議長の選出希望がありました。その方たちがどういった市議会を目指していくのか、どういった議会運営をしていくのかということを所信表明で言っていただくのはふさわしいのかなと思いますので、賛成いたします。

座長 そのほか、賛成意見の方はいらっしゃいませ

んか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、次は反対の意見を伺います。

成田委員 議長、副議長はあくまでも中立、公正な立場が重要だと思います。したがって、所信表明で議会をこうしていきたいというのは、語るものでもないし、それは議会で決めているものです。議長、副議長について、所信表明はそんなに影響しないものだと思いますので、必要ないと思います。

澤田委員 今、成田委員も言われたとおりですが、まず、今、座長も言われたとおり、立候補制ではないというところが非常にネックになってくると思います。立候補制ではないものに対して所信表明が果たして要るのかということは、もう少し皆さんで考えて結論を出されるほうがいいのかなと思います。

あと、やはり議会というのは議員一人一人がどのようにしていくのかということ考えた上で議会運営を行っていきながら、議長がいろいろな意見をどのようにしてまとめていく

のかということが重要だと思imasuので、議長の所信表明を行うのであれば、これからどうしていきたいのかという議員一人一人の意見を聞いて、それをまとめる人がどう思うのかということをやったほうが良いと思imasu。

座長 まとめ方が非常に難しい。立候補制だから必要ないという意見に……。

舎川委員 補足で簡単に。現状の地方自治法の運用のとおりというところで、立候補制は取らず、現状の運用のままでいきましょうという形でどうかと。

座長 富山市議会自民党さんは、加えて、地方自治法のとおりでいいのではないかという発言がありました。

（「現行制度のとおり」と発言する者あり）

座長 現行の制度運用でということですね。

松尾委員 今言っていらっしゃるように、立候補制ではないということで、所信表明というものの議論をすることもなかなかおかしな話なのかもしれませんが、ただ、それはそれとして、他

都市では様々やっていることはやっているのです。だから、別に所信表明を否定するわけではないのですけれども一村石委員も実際にやっておられて、私も文書でいただいて、そういう思いでやっていらっしゃるのだなと。それはそれで別に否定するつもりはないのです。

ただ、議員が選ぶ議長なので、別に所信表明云々の問題ではなくて、それぞれで考えて、その方を選んだということでもいいのではないかと思うのです。それ以上何も無いのかなという気はしています。

座長 ほかに反対の意見の方はいらっしゃいませんか。

〔発言する者なし〕

座長 反対意見に対して共産党さん、意見をお願いします。

赤星委員 特に地方自治法に背いてというか違反してということではなくて、地方自治法の運用は、それはそれでいいのです。立候補制ではない、全ての議員が被選挙権と選挙権があるという、それはそれでそのままなのです。

ただ、その選挙、つまり指名推選なのか投票による選挙なのか—どちらも選挙ですけれども—選挙に入る前に、自分に投票してほしいという議員は所信表明をする機会をつくると。資料をおつけしたのは、上越市議会の議会基本条例で、「上越市ホームページより引用」と右上に入っているものです。これは上越市議会の基本条例の逐条解説より抜粋した資料ですけれども、条例の第15条議会運営の2のところ、そういうふうに入っていると。下のほうに行きまして、解説の丸の2番目ですけれども、上越市議会では議会改革の一環として、平成18年5月から正・副議長になろうとする議員の所信表明を行ってきたということで、かなり前からやっていたという議会もありますし、松尾委員が言われたように、いろいろな議会でもやっておられます。地方自治法の選挙はそのまま行いながら、こういう機会を設けましょうということなので、その辺は御理解いただきたいと思います。

現状も立候補制ではないですけれども、これまでの議長選挙はあらかじめ各会派で話し合っていて、うちの誰々だということで、ほかの会派にも御協力をという話合いがあって、それがどういうふうに決まっていたのかということは、市民に分からないところで進んでい

るのです。

ですから、そうではなくて、あの議員はこんな考え、あの議員はこんな考えだと。それで投票で誰に何票入ったと、本当に見える化することが、市民に分かりやすい議会にするために必要ではないかということをお願いしたいので、よろしくお願いします。

谷口委員

平成18年から上越市が行っていると。このことに関しては、別に特段どうのこうの言う必要はありませんが、今ほど会派間で前もって調整されているという話がありましたけれども、調整されているのかどうかということとは、別に表に出す必要もないし、これは公に言っているわけでも何でもないと思います。もし所信表明をするのであれば、立候補制でないのであれば誰がするのかということをもまず決めていかないといけないと思います。38人全員がするのかと、そういうことになってくるのではないかと。

選んでほしくて所信表明をしたいのであれば、厳格なものは本会議場でやらずとも、自分たちでされればそれでいいのではないかなと思います。

大島委員

富山市長選挙の自民党の予備選挙のイメージ

で私はぜひやってもらいたい—あれはすばら
しかったということを一言付け加えたいと思
います。

谷口委員 今、大島委員が言われたことは、1つの意見
としては面白いとは思いますが、議会として
やるべきことなのかということです。

座長 その他、意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは、ないようですので、この程度にと
どめたいと思います。
一応集約なのですが、要は地方自治法の中で
立候補制ではないというところに抵触して話
を進めるわけにはいきませんので、まずは抵
触しないような方向でという意見で、共産党
さん、立憲さん、フォーラムさんから、行っ
たほうがいいというところであります。
それと、反対意見に関しましては、今ほど富
山市議会自民党さん、自民党さんも含め、や
はり立候補制でないので、誰をどのようにと
いうところで、手を挙げる人が誰か分からな
いというような話もありましたし、気魄さん
のおっしゃるように、例えば自民党がやった

市長選挙の予備選挙のような形自体、市議会としてふさわしいのかというところも一応説明の上で議長に伝えたいと思います。

今は、意見の一致が見られなかったという大前提のところは報告しておきたいと思いますので……。

村石委員 上野委員も所信表明には賛成ということですが。座長の集約の中でそこを言われなかったのが追加してください。

座長 すみませんでした。維新さんもそうだと私のメモに書いてあります。すみません、言葉足りませんでした。

ということで、3番目の項目につきましてはこの程度にとどめたいと思います。

それでは、最後になりますが、協議事項の4番目、ジェンダー平等推進の取組についてであります。

まずは、提案者であります日本共産党から提案理由の説明をお願いします。

赤星委員 提案理由に日本のジェンダー・ギャップ指数について書きましたけれども、大変低くなっていると。男性と女性がほぼ同じ人数である中で、政治分野における男女平等、男女共同

参画については日本は世界の国々よりも遅れていて、特に先進国の中では最低レベルとなっていることが指摘されています。

そこで、国としても、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が国会で成立しまして、平成30年5月に施行されています。これは自治体としても取組をしなければいけないと一努力義務なのですけれども一定められておりまして、富山市議会も、今、定数38人のうち、女性議員はようやく4人にまでなったところです。もっと女性や若者などいろいろな人が、多様な意見を持つ市民の代表として立候補しやすいような、議会に出やすい環境づくりに富山市議会としても取り組んでいく必要があると思います。

例えば上越市議会の資料をおつけしましたが、女性フォーラムですとか、県内でも取り組んでおられます模擬議会の女性議会を開催してみるとか、そういう取組を一どこからでもいいと思うのです。まず、ジェンダー平等問題について、議会として学習会をしようとか、講師を呼んで勉強しましょうというところからでもいいと思うので、とにかく何か取り組んでいかなければいけないのではないかとということで提案をさせていただきました。

参考までに言いますと、上越市議会は、20

16年の選挙のときには、定数32人で女性議員がゼロだったそうです。ところが、この取組を行った後、次の2020年4月26日の選挙では、一気に7人の女性議員が誕生したということです。これはすごいと思いますので、皆さん、富山市議会として何か一緒に取り組んでみませんかということで、提案をさせていただきました。よろしくをお願いします。

座長

質疑に入りますが、最初にジェンダーという言葉を使われました。その中身として、男女共同参画で、女性議員を多くしたいということにウエートを置いているのか、私の中で少し分かりにくいところがあるので、それは、まずは皆さんの質疑の中で聞いてみたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

澤田委員

今、座長が言われたことはすごく大事なことだと思います。ジェンダー問題と男女共同参画に関して、ジェンダー平等と男女共同参画というものの違いをもう少し補足説明していただけないか。

座長

赤星委員、今回の提案に関する説明、この項

目を提案した理由で、どちらにウエートを置いているのか、今の説明だと分からなかったので再度お願いします。

赤星委員

まず、ジェンダーという言葉自体は、生物学的な性別、いわゆるセックスに対して、社会的・文学的につくられている性別、例えば家事・育児—もう御存じだと思います。それを平等にしていこうという大きな社会的波になっておりますけれども、議会においても、やはり男性が圧倒的多数で、女性議員がなかなか増えないということで、日本は特に政治分野での男女平等、男女共同参画が遅れているということです。世界的なジェンダー・ギャップ指数というものが毎年発表されていますけれども、特に政治分野で遅れているということが指摘されています。

ですので、国会でこのような法律も成立しており、自治体としての取組も必要ですが、自治体任せ—二元代表制の一翼として、市議会として主体的に、女性がもっと政治参画しやすい環境づくりに積極的に一緒に取り組んでいったらどうかという思いです。

澤田委員

言われることは何となく分かるのですがけれども、政治分野における男女共同参画という部

分について、議員というのは選挙で選ばれる人ですよね。ですので、政治分野における男女共同参画において、模擬議会ですとか、そういうことは進めていけばいいとは本当に思います。

ただ、言葉の使い方がよく理解できなかったので、ちょっと質問させていただきました。提案の中身は、政治分野における男女共同参画という認識でいいということですか。

（「はい」と発言する者あり）

座長

私のほうからも、語句の選び方について、LGBTの関係には一切触れない、男女共同参画という認識でよろしいですか。ジェンダーというと、そこまで広い範囲でも使われますので、男女共同というところに絞られたほうが話しやすいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

赤星委員

会議で今話し合っていたきたいのは、議員選挙に出る候補者が、女性や、性別を超えてもっと選挙に出やすい環境づくりを進めてほしいという趣旨でございます。LGBT問題はもちろん大事ですけれども、今日の議題としては、そちらのほうでお願いしたいと思い

ます。

座長

それでは、今質疑があり、要は男女の議員数に偏りがあり、世界的に見ても女性が少ないので、増やしていく取組をしたらどうかという提案であります。これについて賛成意見の方、発言をお願いします。

村石委員

項目名はジェンダー平等となっていますけれども、基本的には、あらゆる分野において男性も女性も活躍する場というか、活動できる場をつくっていきましょと。今、赤星委員が提案しているのは、議会の中で、もっと女性が増えるような条件をつくっていきましょ、増えたらどんないいことがあるのかなど、いろいろなものを勉強しましょという提案だと思うのです。なぜかと言えば、議員になる、ならないは、それぞれが立候補したいのかしたくないのか、あるいは政党の関係で出るとか出ないというところで立候補したいなどということになると思うのです。

そういうことを今言っているのではなくて、もっと女性の皆さんの声が市議会に届くよとということ、女性の議員を増やすというか、増えるためにはどうすればいいのか勉強会をしようということだと思うので、賛成し

ます。

あと1つだけ言いますと、これは決して議会だけではなくて、行政側にも言われているのです。国家公務員、地方公務員の中で女性の管理職の占める割合は目標値も示されていて、なかなかその目標に達していないということなので、今議論していることは決して議会だけではなくて、行政側にもそういうことが言われているということを付け加えさせていただきます。

松尾委員

賛成というか反対というか一要は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律というものがあるわけで、それを否定するなどということはありません。ただ、これは難しいなと思って。

要は、選挙で一私は男なので、男として女性の視点もしっかりと取り入れ、女性の声を聞くといった努力をすることが役目であったと。前回、女性の候補者が何人いたのか、あまり記憶にないのですが、結局はみんなに選ばれたのが、

(「4人だった」と発言する者あり)

松尾委員

4人の女性と、男性だったということになる

ものですから。

ただ、こういった機会というか、様々なフォーラムなど、いろいろなことを行っていくということは、いいことではあるかなと感じたので賛成—ただ、この言い方というか、難しいなという言い方しかできなくて恐縮です。

座長

一応補足になりますが、この法律に関しましては、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正が令和3年6月にされております。その中で、政治、要は地方自治体がこそってやるものと、政党その他団体という2項目があります。

また資料を欲しいという方がいれば、私のほうに申し出てもらえれば、後から、コピーしてお渡しすることはできます。

ほかに賛成の意見はありますか。

上野委員

松尾委員もおっしゃっていたのですけれども、確かに表現は考えて実施する必要性があるとは思いますが、方向性としては賛成です。

そのやり方であったり、フォーラムがいいのか、模擬議会がいいのかということは検討すべきかなとは思っております。それがつながっていけば、よい形になるのではないかと思いますので、賛成です。

座長 そのほか、賛成の意見の方はいらっしゃいませんか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは、反対意見の方は発言をお願いします。

舎川委員 反対というか、公明党と同じ一一部、立憲民主市民の会とも同じなのですけれども一私も男ですけれども、女性の目線はちゃんと持ってやっているわけで、女性にも投票してもらっていると思っています。

そこは自分自身も、女性の目線は大事にして仕事をしているということはまず前提に置いて、女性が議員になりやすい環境を議会でつくることの前に、女性、男性にかかわらず、政治参画の意識啓発を社会全体で考えるようなことが大切なのではないかと思うのです。

だから、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律では、政党についても女性の参画を求める、国や地方公共団体についても、やっぱり女性参画というのは必要だと。これは当然私たちもそのとおり進めていきたいと思えます。

ただ、選挙になってくるとどうしても、議会

が引っ張ることもできればいいのですけれども、まずは社会全体で、みんなで考えていこうというような機運をどうつくっていくのか。これは企業も、私たち議員も一緒だと思いますけれども、まずは社会全体でつくることのほうが私は大事だと思っております。これは会派の意見として言わせていただきたいと思います。

澤田委員

今、富山市議会自由民主党の言われたことに準じて、会派の意見として言わせていただきますけれども、先ほど言いましたように、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律がありますので、それはそれでしっかりと取り組んでいくべきだと思っております。その方法として、いろいろなフォーラム云々というものは、1つの手法としてはありなのかとは思いますが、先ほどから皆さんがおっしゃっているように、議員というのは、男女にかかわらず、市民の目線に立って、市民のためにという部分であれば、男性だろうが女性だろうが平等に扱っていくべきであります。それに対して、女性でないと意見が通らないということがないような議会にしていかなければいけないということの意味でいえば、我々男性の立場であっても、しっかりと女性

の思いというものを理解できる男になっていかなければいけないのかなと思いますので、その辺もしっかりやりながら、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律をみんな理解した上で進めていけばいいのかなと思っています。

座長 そのほか、反対意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、反対意見に対して反論がありましたら、赤星委員、お願いします。

赤星委員 反対といいますか、反対意見というよりも、真っ向から反対という意見ではなかったと思うのです。今、澤田委員もおっしゃったとおり、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律をみんなですっきりと理解した上で取り組んでいけばいいのではないかという意見をいただきましたので、まずその分野の講師を呼んで学習会をするとか、そういう取組から何か始められないかなと思った次第です。議会としてみんなと一緒に取り組んだらどうかと思いました。

座長

分かりました。

それでは、取りまとめになるのですが、基本的には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正がありましたので、これについて、今、赤星委員から何か取組ができないのかという意見があったことは、きちんと議長に報告しておきます。

それで、意見の集約であります。立憲民主さん、公明党さん、維新さんは、方向性としては賛成だと。それと、反対というか、法律には反対しないけれども、要は社会の情勢がもう少しなじむまで、ある意味時期尚早という解釈でよろしいですか。

舎川委員

法律上は政党と地方自治体、これをまずは引っ張っていくべきだと。議会というよりも、そちらでまずは社会の機運を上げていこうという中で、最終的に縮図で議会としてという考え、機運が上がっていけば議会として考えていければいいかと思えます。

座長

という意見でございますので、私のほうでうまく言葉でまとめられないのですが、そういった意見もありましたというところです。ただ、こういう法律があることから、いずれかの取組は必要だろうと思っておりますので、

これを踏まえて議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、本日の協議事項はこれで終了しました。

もうすぐ新年度が始まりますので、今年度の議会改革検討調査会はこれで最後になります。以降、新しい座長が選任されると思いますので、私の座長としての会議はこれで最後となります。

公明党から提案があった、大学とのパートナーシップ協定については、継続協議となっております。松尾委員から伺った話によると、公明党で、もう1回、大学へのヒアリング等を踏まえた上で再提案されるという申出もありましたので、御報告申し上げます。

あと、思い返すとすれば、議員定数の検討については、各派代表者会議で、その時期が近くなれば議員定数の議論をまた行うということになりました。

それと、今年度でまとまった意見とすれば、委員会調査手法のオンライン化に関しては全会一致ということで、今後、機器の新設は別にして、常設の方向で進めるというのが概ね

の意見でありました。今年度でその2つぐら
いは着実に進んだかなと思っております。
皆さんの慎重審議、本当に感謝申し上げます。
それでは、これで本日の議会改革検討調査会
を閉会いたします。

令和4年1月18日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 泉 英 之

署名委員 松 尾 茂

署名委員 尾 上 一 彦